



日本原子力学会・炉物理連絡会

# 炉物理連絡会ニュース (No. 20)

1993年9月10日発行

## 目次

1. 第52回「炉物理連絡会」総会開催のお知らせ	1
2. 炉物理部会規約(案)	1
3. 日本原子力学会「炉物理部会」内規(案)	2
4. 平成5年度第1回運営委員会議事録	3

### 1. 第52回「炉物理連絡会」総会開催のお知らせ

1993年10月9日(12:00~13:00) 於 神戸商船大 秋の大会E会場

「炉物理部会」規約・内規について討議が行われる予定です。規約・内規(案)を本ニュースに掲載致しましたので予めご検討下さい。会員の皆様の出席をお願い致します。

### 2. 炉物理部会規約(案)

専門分野別研究部会規程(規程第11号)により、炉物理部会を本規約により設置し運営する。

(目的)

第1条 炉物理部会(以下本部会)は、炉物理に関連する専門分野の研究活動を支援し、その発展に貢献することを目的とする。

(部会員)

第2条 学会正会員及び学生会員は本部会員となる資格を有する。

第3条 本部会に参加を希望する会員は、所定の事項を記入した入会申込書に部会費を添えて、事務局に申し出る。なお、退会の際はその旨を事務局に通知する。

(運営費、部会費)

第4条 本部会の運営費には、部会費、事業収入、寄付、その他をもってあてる。

第5条 運営費については、企画委員会を経て理事会に報告し、その承認を得ることとする。

(総会)

第6条 総会を年1回以上開催し、本部会の事業、予算、運営等の重要事項について承認を得るものとする。

第7条 本部会の運営は、学会正会員の本部会員より選ばれた部会長、副部会長各1名及び幹事若干名からなる運営委員会が行う。運営委員の任期は別に定める

第8条 事業の実施のため、運営委員会のもとに小委員会を設けることができる。

(事業)

第9条 本部会は次の事業を行う。

- (1)定期的に部会報を発行する。
- (2)随時、技術情報提供のためのニュースレター等を発行する。
- (3)学会の学術講演会に積極的に参加する。
- (4)関連する研究専門委員会、特別専門委員会等の活動を積極的に支援する。
- (5)討論会、研究発表集会等を開催し、優秀な発表論文については、学会誌への

投稿を積極的に奨励する。

- (6)関連する国内外の学協会、諸機関との共催による研究集会の企画、実施を行い、国内および国外研究協力を積極的に進める。
- (7)年1回以上、セミナーを開催する。
- (8)炉物理の理解を一般に広めるため、随時、講演会、見学会等を開催する。
- (9)その他、適切な事業は随時、実施する。

### 3. 日本原子力学会「炉物理部会」内規 (案)

#### 1. [趣旨]

この内規は、炉物理部会規約に基づき、炉物理部会（以下、本部会）の具体的な運営の方法について定めるものである。

#### 2. [総会]

- (1)本部会の総会を、年2回、学会春の年会及び秋の大会時に開催する。
- (2)総会では、本部会の事業、予算、決算、運営に関する重要事項について、審議する。

#### 3. [部会費]

本部会の部会費は、正会員及び学生会員につき、それぞれ年額1500円、1000円とする。

#### 4. [運営委員会の構成]

本部会に次の役員からなる運営委員をおく。

部会長	1名
副部会長	1名
幹事	若干名

#### 5. [運営委員会の職務]

- (1)運営委員会は、本部会の運営の中心となり、運営に関する事項を分担する。
- (2)部会長は、本部会を代表し、本部会の業務を総括する。
- (3)副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは部会長の職務を代行する。
- (4)幹事は、庶務及び各小委員会委員長の職務を分掌する。
- (5)各小委員会委員長は、各小委員会を統括する。

(6)庶務幹事は、本部会運営の庶務を担当し、学会企画委員会等の窓口となる。

#### 6. [運営委員会委員の選任]

- (1)部会長、副部会長、及び幹事は、学会正会員の部会員の選挙で選ばれる。
- (2)正副部会長の任期は、2年とする。
- (3)幹事の任期は2年とし、約半数を毎年改選する。

#### 7. [小委員会]

- (1)本部会の事業の実施のために、運営委員会のもとに、小委員会を設ける。
- (2)部会長は学会正会員より、小委員会委員を委嘱する。
- (3)運営委員及び運営諮問委員は、小委員会委員を兼務できる。

#### 8. [小委員会の活動]

当面、本部会に以下の小委員会を設置し、各事項を掌握、分担する。

- (1)財務小委員会・健全な部会運営のための財源確保と支出を分担する。

収入に関する事項

- (1)部会費
- (2)一般向け特別セミナー参加料
- (3)学術集会開催参加料
- (4)連合講演会予稿集販売
- (5)セミナー資料集・啓蒙資料集販売
- (6)専門技術情報販売
- (7)寄付
- (8)その他

#### 支出に関する事項

- (1)部会報出版
  - (2)ニュースレター発行
  - (3)若手セミナー開催
  - (4)学術交流経費
  - (5)通信連絡事務経費
  - (6)その他
- (2)編集小委員会・・技術情報提供のため定期出版物の発行業務を行う。
- (1)部会報出版
  - (2)ニュースレター発行
  - (3)集会資料集、予稿集、資料集などの編集・発行
  - (4)その他
- (3)セミナー小委員会・・会員を対象とした炉物理研究情報提供の企画・開催業務を行う。
- (1)セミナーの企画・開催
  - (2)セミナー資料集企画
  - (3)その他
- (4)学術研究交流小委員会
- (1)国内連合学術集会の企画・開催
  - (2)国外連合学術集会の企画・開催

(3)対外協力事業の企画・実行

(4)その他

(5)学生・若手小委員会・・若手研究者及び学生の活動を企画実行する。また、若手・学生の入会を促進する。

(1)若手セミナー開催

(2)その他

#### 9. [変更]

本内規の変更は、運営委員会の発議に基づき、総会での承認を要する。

#### 付則

- (1)本内規は「平成 年日本原子力学会春の年会」における炉物理研究連絡会総会での議決を経て施行するものとする。
- (2)炉物理研究連絡会は、本内規の施行をもって廃止し、炉物理研究連絡会会員は、本部会会員となる。
- (3)炉物理研究連絡会の財源は本部会が引き継ぐ。

#### 4.平成5年度第1回運営委員会議事録

期日：1993年7月27日(19:00～21:00)

場所：菅平ホテル会議室

出席者：高橋亮人(阪大、委員長)、成田(北大)、菊池(原研)、林(立大)、相澤(武工大)、山根(名大)、三澤(名大)、竹田(阪大)、橋本(近大)、神田(京大炉)、代谷(京大炉)、小原(東工大)

議事内容：「炉物理部会」検討WGの経過と今後方針

はじめに高橋委員長から、海外調査を除く他の連絡会は部会へ移行もしくは移行の準備中であること、その概要について説明があった。その中で、他の連絡会が部会に移行する主な目的は、部会独自のセミナー・トピカルミーティングの開催、国際会議の開催、対外活動における代表権、部会の独立採算にあること、また部会移行の条件は会員100名以上となっているので炉物理連絡会はこれを満たし

ている等の説明があった。また、今回作成した規約、内規案は他の連絡会とほとんど同じである旨の説明があった。

炉物理部会規約・炉物理部会内規(案)について

部会移行に際しての基本的な方針としては、現在の連絡会の活動を少し広げる形の部会とし核融合部会にみられるような独立した小学会のような組織にはしないこととする。

規約について

第2条の会員資格は、マンマシン連絡会では推薦会員を認めているとの指摘があった。第5条の部会費は運営費と改める。

内規について

[小委員会の活動]について

「財務小委員会」の収入に関する事項で「受託研究費」については受託研究の運営方法がはっきりしないので削除する。但し、企業からの寄付を部会として受け取ることは可能である。

「財務小委員会」の支出に関する事項で「オープンスクール開催」は「学術交流経費」と改める。

「セミナー小委員会」の活動は若手研究者を対象とした活動に限定しない。また学会で部会独自のセッションの開催などを行う。この場合炉物理委員会・シグマ委員会の独立セッションへの参加を奨励する型をとり、ゆくゆくは独立したセッションを行う。

「広報・啓蒙小委員会」「国内学術研究小委員会」「国際学術協力小委員会」は統合して、「学術研究交流小委員会」とする。

若手の入会及び活動を促進するために、「学生・若手小委員会」をおく。活動の内容は、若手研究者及び学生の活動の企画実行とする。入会資格は、35歳以下とする。35歳とした理由は科研費奨励研究(A)の申請資格に合わせた。

#### [顧問] について

顧問をおくことは、政治的色彩が強い部会になる恐れがあり、また内部の反発も招きかねないので炉物理部会では顧問をおかない。

#### 部会への移行作業について

発足時の役員は選挙で選出する。その際大学だけでなく企業からの参加を促す。セミナー小委員会は大学主体にする。

今回の議論は連絡会ニュースとして、秋の学会前に会員に配布する。お盆あけ頃までに今回の議論をもとに委員長が再度規約・内規の案を作り委員に配布し、秋の学会までにワーキンググループの最終案を決定する。

秋の学会の炉物理連絡会総会で規約・内規について議論し決定する。決定後連絡会報で部会制移行の詳細と役員選挙について掲載して、3月までに役員選挙を実施し、春の学会で部会発足とする。

春の学会で部会独立セッションを行う場合には暫定的に今年度の役員が行う。

以上